岐阜市民公園官民連携にぎわい創出事業
(Park-PFI)

公募設置等指針

令和８年１１月
岐　　阜　　市

目　次

用語の定義 1
第１章　事業の概要 2
１　事業の目的 2
２　公園の概要 2
３　岐阜市民公園再整備基本計画 3
４　事業概要 4
（１）　事業対象区域 4
（２）　事業概要 5
（３）　費用・役割分担 6
５　事業の流れ 7
（１）　公募設置等予定者の選定 7
（２）　公募設置等計画の認定 7
（３）　基本協定の締結 8
（４）　公募対象公園施設の設置、管理・運営 8
（５）　特定公園施設の設計・建設、市への譲渡 8
（６）　特定公園施設の管理・運営 8
（７）　利便増進施設の設置、管理・運営（認定計画提出者の任意提案） 8
６　その他 8
（１）　認定計画提出者が行うイベント 8
（２）　認定計画提出者以外が行うイベント 8
（３）　指定管理者制度 8
第２章　公募対象公園施設等の設置等に関する事項 9
１　公募対象公園施設の種類について 9
２　公募対象公園施設等の設置等に関する条件について 9
（１）　基本的な条件 9
（２）　機能に関する条件 10
（３）　建設に関する条件 10
（４）　管理運営に関する条件 11
３　公募対象公園施設等の場所について 13
４　公募対象公園施設の設置又は管理運営の開始時期 13
５　公募対象公園施設の使用料の額の最低額 14
６　公募対象公園施設の利用料金の上限額 14
７　特定公園施設等に関する事項 14
（１）　特定公園施設の建設について 14
（２）　市による特定公園施設の建設費用の負担 15
８　利便増進施設の設置に関する事項 15
９　都市公園の環境の維持及び向上措置を図るための清掃その他の措置 15
10　認定の有効期間 15
第３章　公募の実施に関する事項等 17
１　公募の参加資格 17
（１）　応募の制限 17
（２）　応募者の資格 17
（３）　応募条件 17

２　設置又は管理の許可手続き手順 18
３　提供情報（現地測量図等） 18
４　事業破綻時の措置 18
第４章　公募の手続きに関する事項等 19
１　日程 19
２　応募手続き 19
（１）　公募設置等指針の交付 19
（２）　公募設置等指針等説明会 19
（３）　公募設置等指針に対する質問及び回答 20
（４）　公募設置等計画等の受付 20
３　事務局 22
４　受付時間 22
５　審査方法等 22
（１）　第一次審査 22
（２）　第二次審査 22
（３）　選定委員会 23
（４）　評価の基準 24
（５）　結果通知 26
（６）　選定委員会の委員への接触の禁止等 26
６　設置等予定者等の決定 26
７　公募設置等計画の認定 26
８　契約の締結等 26
（１）　基本協定 26
（２）　設置許可 26
（３）　特定公園施設建設・譲渡契約 26
９　法規制等 26
10　リスク分担 27

用語の定義

用　　語	定　　義
P-PFI	平成29年の都市公園法改正により創設された、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する「公募設置管理制度」のこと。 都市公園における民間資金を活用した新たな整備・管理手法として「Park-PFI」(略称:P-PFI)と呼称。
公募対象公園施設	都市公園法第5条の2第1項に規定する「公募対象公園施設」のこと。飲食店、売店等の公園施設であって、法第5条第1項の許可の申請を行う事ができる者を公募により決定することが、公園施設の設置又は管理を行う者の公平な選定を図るとともに、都市公園の利用者の利便の向上を図る上で特に有効であると認められるもの。 例:ｶﾌｪ、ﾚｽﾄﾗﾝ、売店、屋内子供遊び場、等
特定公園施設	都市公園法第5条の2第2項第5号に規定する「特定公園施設」のこと。公園管理者との契約に基づき、公募対象公園施設の設置又は管理を行うこととなる者が整備する、園路、広場等の公園施設であって、公募対象公園施設の周辺に設置することが都市公園の利用者の利便の一層の向上に寄与すると認められるもの。
利便増進施設	都市公園法第5条の2第2項第6号に規定する「利便増進施設」のこと。P-PFIにより選定された者が占用物件として設置できる自転車駐車場、地域における催しに関する情報を提供するための看板・広告塔。
公募設置等指針	P-PFIの公募に当たり、都市公園法第5条の2の規定に基づき、地方公共団体が各種募集条件等を定めたもの。
公募設置等計画	都市公園法第5条の3の規定に基づき、P-PFIに応募する民間事業者等が公園管理者に提出する計画。
設置等予定者	審査・評価により、最も適切であると認められた設置等計画を提出した者。
認定計画提出者	公園管理者が、都市公園法第5条の5の規定に基づき認定した公募設置等計画を提出した者

第１章　事業の概要

１　事業の目的

岐阜市民公園（以下「本園」という。）は、1973 年に開園した岐阜市を代表する総合公園であり、豊かな自然環境を見て、ふれ、感じ、親しみ、楽しむことができる市内随一の公園です。

園内には、市内最大の面積を誇る芝生広場をはじめ、四季の移り変わりや草花を楽しむことができる里山や植物園、動物とふれあうことができる乗馬施設やドッグラン、野鳥や昆虫・野花などの希少生物を鑑賞することができるなど、自然に恵まれた立地と環境を有しています。

一方で、本園は開園から 50 年以上が経過し、公園施設の老朽化や未利用施設、樹木の老木化などの対策をはじめ、関連する法令や計画、多様化する市民ニーズへの対応が求められています。

そうした中､本市ではこれらの課題に対応し､本園の一層の魅力向上を図るため､2025 年 3 月に｢緑の中で“まるごと 1 日”わくわく体験できる公園｣を基本コンセプトとした岐阜市民公園再整備基本計画（以下｢基本計画」という。）を策定し、現在、再整備を進めているところです。

本園の再整備は、豊かな自然に恵まれた環境を最大限に活かした緑の中で過ごせる空間整備を提案しており、持続可能な公園の実現に向け、PPP/PFI を活用することにより民間事業者をはじめとする各種事業者の参画を促し、効率的かつ効果的な公園整備と管理・運営体制の構築を行うこととしています。

多くの民間事業者の皆様から、豊富な経験と自由な発想、専門的な知見による魅力にあふれた提案がなされ、より優れた提案を現実のものとしていくことで、市民の皆様をはじめとした多くの方が憩い、潤い、楽しむことができる岐阜市民公園が形成されることを期待します。

２　公園の概要

岐阜市民公園の概要を以下のとおり示します。

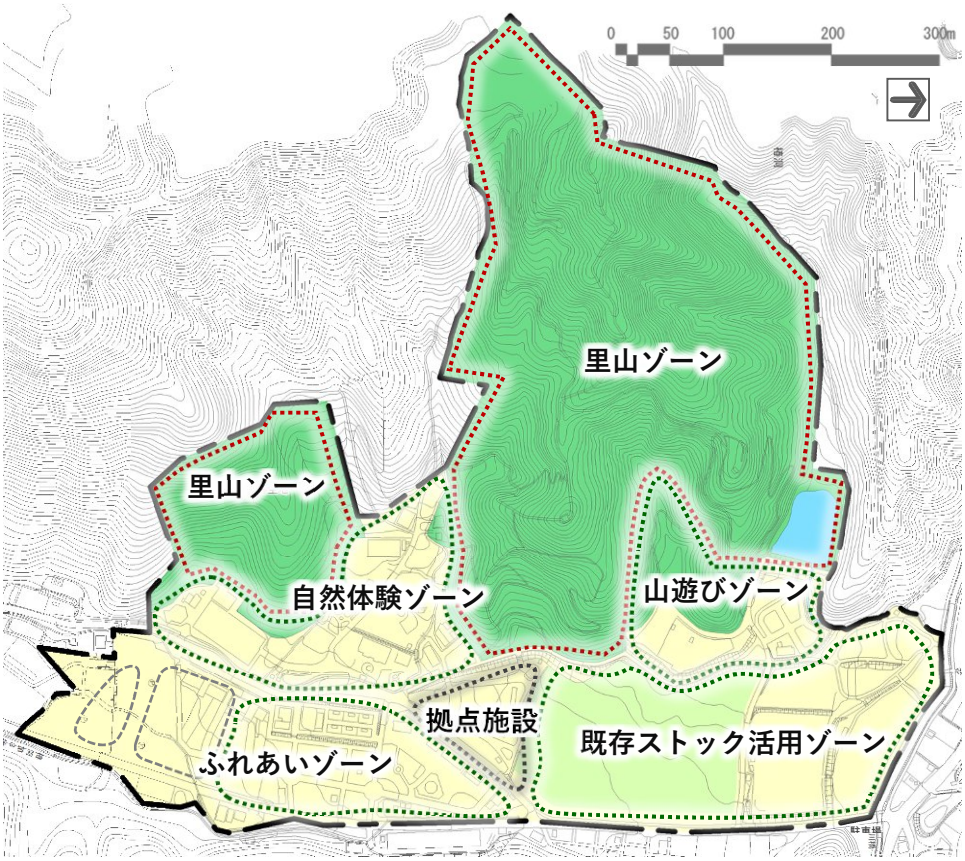
表　岐阜市民公園の概要

名　　称	岐阜市民公園
種　　別	総合公園
所 在 地	岐阜市椿洞地内
公園面積	都市計画決定面積：約 26.2ha，開設面積：約 26.2ha
区域区分	市街化調整区域
用途地域	用途：なし，容積率：200%，建蔽率：50%・60%
防火地域	防火指定なし
防災計画	○広域防災拠点施設 ○指定緊急避難場所 ○臨時離着陸場 ○応急仮設住宅建設予定場所
土地利用	○農業区域 ○森林地域　（保安林指定一部あり）
ハザード	○一部、土砂災害特別警戒区域および土砂災害警戒区域 ○一部、松尾ヶ池浸水範囲

３　岐阜市民公園再整備基本計画

本計画は、豊かな自然に恵まれた環境を最大限に活かした緑の中で過ごせる空間整備を提案しています。その中で、公園施設の老朽化や未利用施設があるエリアを再整備重点エリアとし、新しく整備する施設と既存施設、里山を園路や散策路でつなぐことで、自然を核として広大な緑の空間が一つの施設として融合し、それぞれの施設が相乗効果を発揮することを目指しています。

本計画は、再整備エリアを「自然体験ゾーン」、「ふれあいゾーン」、「山遊びゾーン」、「里山ゾーン」、「既存ストック活用ゾーン」の５つに区分しており、それぞれのエリアで民間活力を活かした再整備を進めていくことを示しています。



■再整備計画　５つのゾーン

自然体験ゾーン

自然豊かな里山と丘陵地形を活かし、緑の中で様々な活動ができる場を創出します。

ふれあいゾーン

平坦な地形を活かした野外活動や動植物とふれあえる場を創出します。

山遊びゾーン

樹木や地形を活かし、緑や木漏れ日の中で壮大に遊べる場を創出します。

里山ゾーン

自然やいきものを保全し、四季の移り変わりを楽しみ自然とふれあえる場を創出します。

既存ストック活用ゾーン

各ゾーンと連携し、広大な芝生広場や多目的広場のさらなる魅力を創出します。

４　事業概要

（１）事業対象区域

本事業の事業対象区域は、基本計画に示す自然体験ゾーンの一部（面積 約 2.3ha）とします。

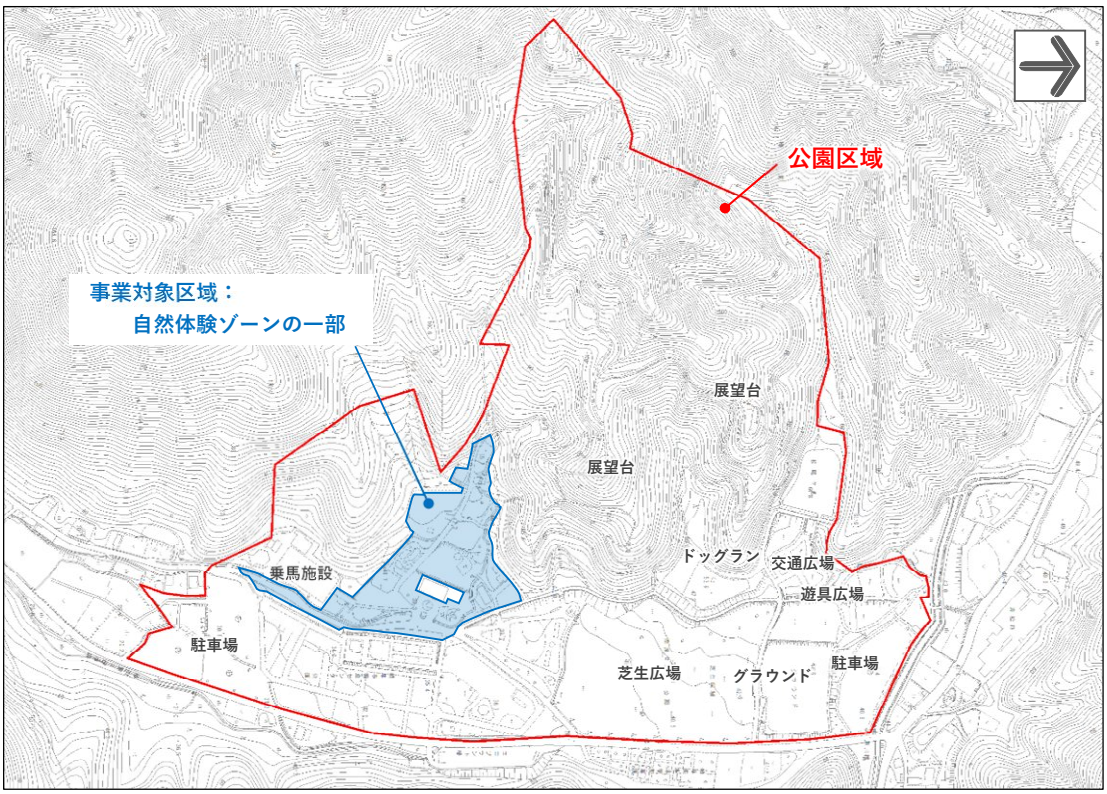


図　岐阜市民公園　全体図

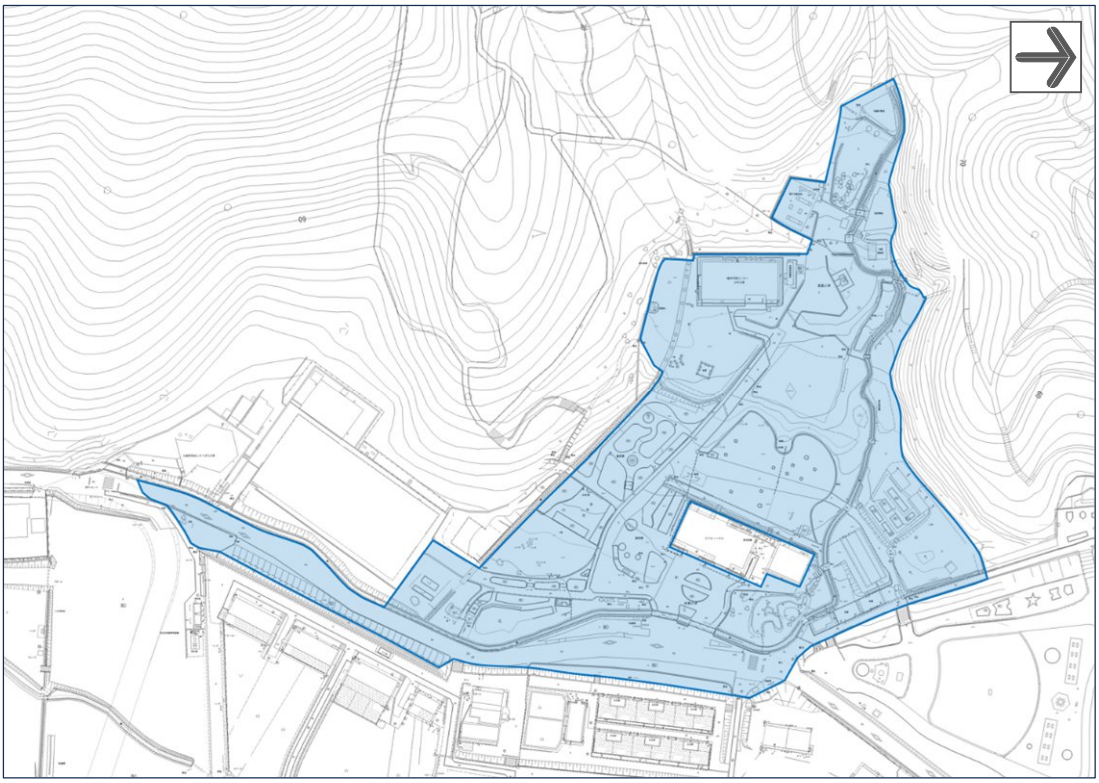


図　事業対象区域拡大図

（２）事業概要

認定計画提出者が担う事業の対象は以下のとおりとします。

公募対象公園施設と特定公園施設のイメージを下図に示します。

＜認定計画提出者が担う事業＞

① 公募対象公園施設の設置及び管理・運営業務

② 特定公園施設の設計・建設・譲渡業務

③ 特定公園施設の日常清掃

④ 利便増進施設の設置及び管理・運営業務（任意提案）

※特定公園施設の一部を公募対象公園施設（売店など）として提案することは可能です。

※事業対象区域内の公募対象公園施設及び特定公園施設に該当しない共用部は、認定計画提出者の提案内容を参考に、岐阜市が従来方式により設計・施工を予定しています。なお、維持管理・運営については、公園全体の指定管理の対象となり、引き続き指定管理者が管理運営を行います。

※譲渡された特定公園施設の維持管理は、原則として市が行い、認定計画提出者は基本協定に基づき日常清掃等の維持管理を行います。

※事業終了後の公募対象公園施設は、原則として原状回復を予定しています。

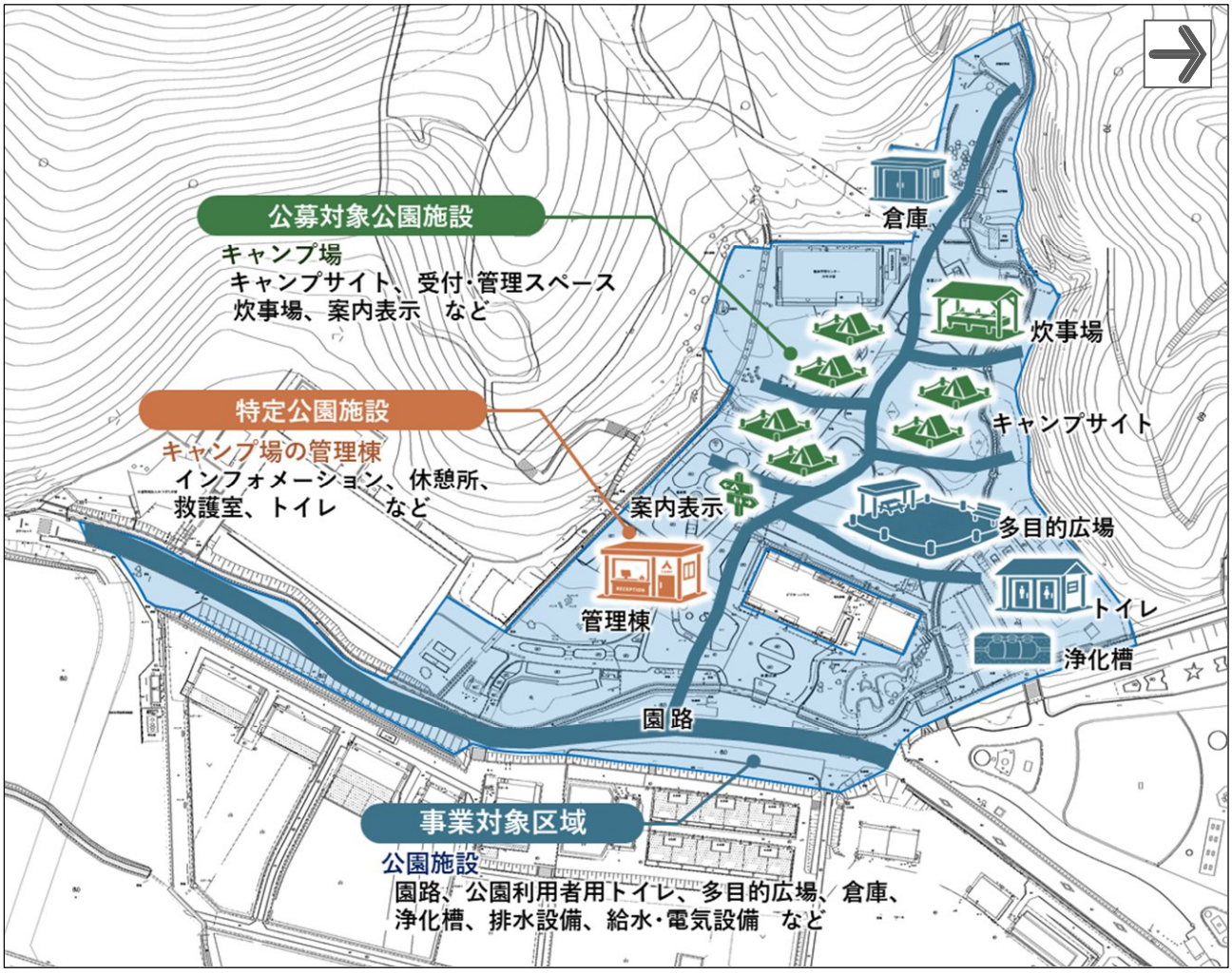


図　公募対象公園施設と特定公園施設のイメージ

（3）費用・役割分担

公募対象公園施設及び特定公園施設等の費用・役割分担を以下に示します。

表　費用負担及び役割分担

		公募対象公園施設	特定公園施設	その他公園区域
整備（設計含む）	実施主体	認定計画提出者	認定計画提出者	市
	費用負担	認定計画提出者	認定計画提出者 （＋市の負担）	市
	位置付等	認定計画提出者が都市公園法に基づく設置許可を受けて設置	公園施設譲渡契約により認定計画提出者が建設し、市へ譲渡	再整備基本構想及び提案内容に基づき 市が実施
管理・運営	実施主体	認定計画提出者	市	市
	費用負担	認定計画提出者	市	市
	所有者	認定計画提出者	市	市
	位置付等	認定計画提出者が都市公園法に基づく設置許可を受けて管理・運営を実施（市に使用料を納付）	市が施設の維持管理、修繕等を行い、認定計画提出者は基本協定に基づき日常清掃等の管理を実施	―

※事業対象区域内の公募対象公園施設及び特定公園施設に該当しない区域は、その他公園区域に含みます。

※事業対象区域内で、認定計画提出者が本公園に関連するイベント等を主催し、その行為に対する許可を受けたときの使用料は免除とします。

※認定計画提出者の責めに帰すべき事由により特定公園施設に損傷が生じた場合は、認定計画提出者の負担により原状回復及びその他必要な措置を講じるものとします。

５　事業の流れ

公募設置等予定者の選定から公募設置等計画の認定、基本協定の締結、管理運営が始まるまでの事業流れを下記に示します。

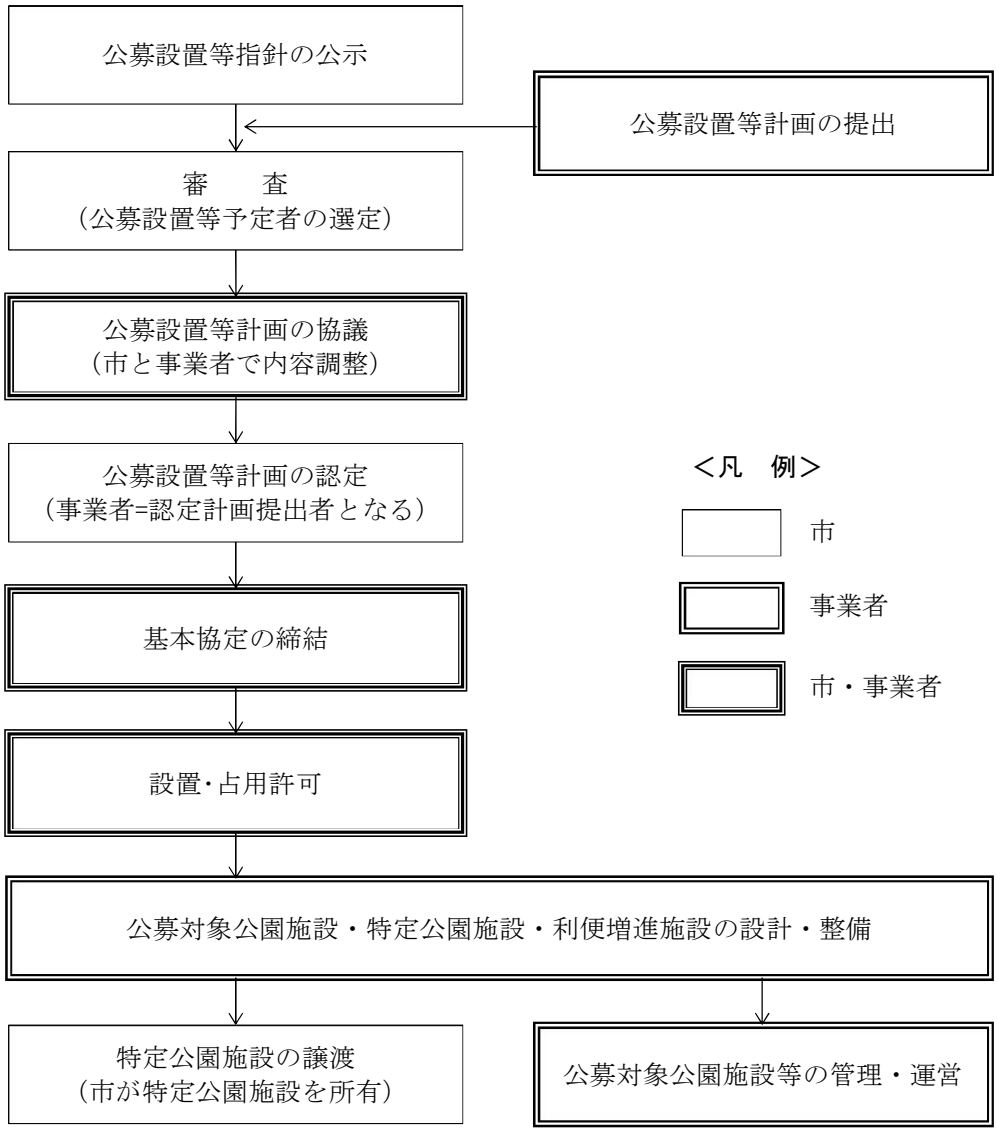


図　事業の流れ

（１）公募設置等予定者の選定

本市が公示した公募設置等指針に対する応募を受け、応募者が提出した公募設置等計画の審査を行い、公募設置等予定者を選定します。

（２）公募設置等計画の認定

本市は、公募設置等予定者の提出した公募設置等計画について、公募対象公園施設の場所を指定して当該公募設置等計画が適当である旨の認定をします。また、本市は、当該認定をした日、認定の有効期間、公募対象公園施設の場所を公示します。

公募設置等計画の認定後、設置等予定者は認定計画提出者とします。

（３）基本協定の締結

認定計画提出者は、公募設置等計画に基づき、本市と協議の上、事業実施条件や認定計画提出者の権利・義務等を定めた基本協定を締結します。

（４）公募対象公園施設の設置、管理・運営

認定計画提出者は、都市公園法第５条に基づく設置許可により、公募対象公園施設の設置、維持管理及び運営を行います。なお、工事期間中の公園使用料は免除します。

（５）特定公園施設の設計・建設、市への譲渡

特定公園施設に係る設計及び建設は、一旦、認定計画提出者の負担において実施していただき、整備完了後、本市が建設に要する費用の一部を負担し、当該特定公園施設を取得します。

なお、公園使用料は、整備完了後に市へ譲渡する施設であるため免除します。

（６）特定公園施設の管理・運営

特定公園施設の引渡後の管理・運営は、原則として市が行い、認定計画提出者は、基本協定に基づき日常清掃等の管理を行います。

（７）利便増進施設の設置、管理・運営（認定計画提出者の任意提案）

認定計画提出者が認定計画に基づき利便増進施設の設置を希望するときは、都市公園法第６条に基づく占用許可により設置し、認定計画に基づき管理・運営を行います。

６　その他

（１）認定計画提出者が行うイベント

認定計画提出者は、本事業の趣旨に鑑み、公募対象公園施設に関連する岐阜市民公園の魅力向上に寄与するイベント等を自ら企画・実施してください。

認定計画提出者が主催する本公園区域内におけるイベント等での行為許可に伴う公園使用料は免除します。ただし、イベントの内容により企画内容の見直しや実施できない場合があります。

（２）認定計画提出者以外が行うイベント

本公園区域内において、認定計画提出者以外の者から岐阜市都市公園条例第３条第１項に記載する行為を行いたいと申し出があった場合は、本市はその内容を審査し、認定計画提出者と協議のうえ、許可の可否を決定します。許可をした場合、本市は岐阜市都市公園条例第９条第１項で定める公園使用料等を許可者（認定計画提出者以外の者）より徴収します。

（３）指定管理者制度

本公園は、指定管理者制度を導入しています。認定計画提出者が行う公募対象公園施設・特定公園施設・利便増進施設の設計・整備および管理・運営、イベントなど、本公園区域に関わる一切の行為等は、本市および指定管理者と協議・調整を行い、事業を行うものとします。

第２章　公募対象公園施設等の設置等に関する事項

１　公募対象公園施設の種類について

公募対象公園施設は、都市公園法第 5 条の 2 第 1 項及び都市公園法施行規則第 3 条の 3 に規定されている施設で、本事業では宿泊を伴うキャンプ場の休養施設、飲食店・売店等の便益施設を想定しており、当該施設から生ずる収益を特定公園施設の建設に要する費用に充てることができると認められるものとし、公園施設に該当しない施設は認められません。

２　公募対象公園施設等の設置等に関する条件について

公募対象公園施設等の設置等に関する条件について、下記のとおり示します。

（1）基本的な条件

① 本公園の魅力向上を図り、賑わいの向上につながる施設を提案してください。

② 公募対象公園施設は、都市公園法第 2 条に規定される公園施設であるため、公園施設の整備であることを十分に理解し、公園利用の増進や公園利用者の利便性の向上に資する施設として、園内の広場や園路との調和が図られる提案としてください。

③ 公園施設に該当しない施設、公園への設置がふさわしくない施設の提案は認めません。

④ 公園施設や夜間照明等の配置は、夜間利用時における安全性を確保するとともに快適性に配慮した提案としてください。

⑤ 公募対象公園施設はユニバーサルデザインに配慮し、「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン（改定第 2 版）（令和 4 年 3 月、国土交通省）」に示されている基準等を満たした提案としてください。

⑥ 遊戯施設を設置する場合は、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改定第 3 版）（令和 6 年 6 月、国土交通省）」に示されている基準等を満たした提案としてください。

⑦ 公園施設の整備に伴う植栽の伐採・移植は、市と協議を行ったうえで、必要最小限とするよう自然環境に配慮した提案としてください。

⑧ 認定計画提出者は、公募対象公園施設の設計図書、工事工程表を市に提出し、確認を受けるものとします。設計の内容が提案内容と相違する場合、市は認定計画提出者に設計の修正を求める場合があります。この場合、修正等に要する一切の費用は認定計画提出者が負うものとします。

⑨ 認定計画提出者は、選定された設計・デザイン等を施工段階でやむを得ず変更する場合は、市と協議してください。原則、提案内容からの大幅な変更は認めません。なお、変更等に要する一切の費用は認定計画提出者が負うものとします。

⑩ 認定計画提出者は、市に確認を受けた設計図書及び工事工程表に基づき、公募対象公園施設の整備工事を実施します。なお、公園利用者の安全上、危険と判断される場合は、市が認定計画提出者に対して是正を求める場合があります。

⑪ 認定計画提出者は、工事着手前に工事現場の運営・監理等を行う工事責任者を設置し、市に報告するものとします。

⑫ 認定計画提出者は、設計図書に従い建設していることを確認する社内検査を実施するものとします。

⑬ 認定計画提出者は、公募対象公園施設の整備工事完了及び社内検査終了後、市へ完成届を提出し、市の確認を受けるものとします。完了検査の結果、整備状況が設計図書の内容と相違がある場合は是正を求める場合があります。この場合、是正等に要する一切の費用は認定計画提出者が負うものとします。

（２）機能に関する条件

認定計画提出者は、下記に示す施設を提案するものとします。

＜必須提案施設①＞

① キャンプ場の整備に必要となるキャンプサイト、炊事場、シャワー等の施設を必ず提案してください。

＜必須提案施設②（管理運営関連）＞

① キャンプ場の整備に必要となる各種設備（電気設備、給水設備等）、受付・管理スペース（管理棟設置場所）等の施設を必ず提案してください。この場合、受付・管理スペースは、管理棟（特定公園施設）内に整備するものとし、キャンプ場利用者の車両が本園に進入・退出する場合は、運営時間・駐車料金、管理・運営方法について提案してください。

＜任意提案施設＞

① 本園の魅力向上及び利用者の利便性向上に資する施設として、売店の提案が可能です。導入する場合は、特定公園施設で整備する管理棟内の一部スペースを公募対象公園施設（売店）として提案してください。なお、施設規模は 10 ㎡程度を想定していますが、市が負担する整備費の範囲内、又は認定計画提出者の負担により自由に提案できるものとします。

② 売店を設ける箇所の特定公園施設は、スケルトン渡しとしますので、認定計画提出者は内部のレイアウト等を設計し、内装、屋内配管や配線など設備を施工してください。

③ 認定計画提出者がすべての整備費を負担する場合は、管理棟とは別棟で設置することも可能とします。

（３）建設に関する条件

認定計画提出者は、下記に示す条件を遵守するものとします。

＜建築物の配置計画＞

① キャンプ場として必要な建築物は、炊事場、シャワールーム等を想定しています。建築物の配置及び棟数は、キャンプ利用者と公園利用者、管理者の動線を考慮し、使い勝手の良いものを提案してください。

② 建築物の配置は、本園の魅力および利便性向上に資する提案としてください。

＜デザイン計画＞

① 施設の外観および内観は、本園の豊かな自然環境や既存施設との調和に配慮した形状および規模、色彩、修景等を提案してください。

② 施設は、ユニバーサルデザインに配慮したものとしてください。

＜安全性・公共性＞

① 車両動線と歩行者動線が交錯する場合は、安全性に配慮した計画としてください。

② 公募対象公園施設に関する公園の誘導サインは、本市で設置します。誘導サインの設置箇所等については、設置等予定者の選定後、設置等予定者に設置箇所等の意見を聞いた上で本市が決定します。

③ 認定計画提案者の費用負担で誘導サインを設置する場合は、本市と協議の上、可能とします。

＜インフラ整備（電気、上下水等）＞

① 公募対象公園施設の整備が可能な範囲の付近には、【参考資料-3 ｲﾝﾌﾗ関連現況図】のとおり、ｲﾝﾌﾗ施設（電気、上下水等）を敷設しています。公募対象公園施設及び特定公園施設に必要となる電気、給水、汚水排水等のインフラ施設については、市が実施する基盤整備工事において、事業対象区域内の所定の位置まで引き込みを行う予定です。認定計画提出者は、当該引込位置以降から施設への接続並びに区域内の配管、配線及び設備等について、各インフラ管理者と協議のうえ、認定計画提出者の負担により整備するものとします。

② 基盤整備の詳細な施工範囲、引込位置及び施設間の接続方法については、市と認定計画提出者との設計協議により決定します。

③ 特定公園施設及び公募対象公園施設が一体的に整備される場合は、維持管理費及び光熱水費を適切に区分できるよう、原則として使用量を把握するためのメーター等を設置します。

④ インフラ整備に伴い、新たな引込み、契約又は負担金等が必要となる場合は、認定計画提出者が各インフラ管理者と協議を行い、その費用を負担するものとします。ただし、市が整備する基盤インフラ部分を除きます。

⑤ 従来方式で施工する区間との接続については、市及び関係事業者との調整にご協力ください。

⑥ ガスを使用する場合は、プロパンガスとしてください。

＜建築面積＞

① 公園施設として設けられる建築物の建ぺい率（建築面積の公園供用面積に対する割合）の制限は、都市公園法及び岐阜市都市公園条例の規定により、通常 2%のところ、公募対象公園施設は特例措置により 12%と定められています。本園の供用面積は約 26.2ha と広大であることから、事業対象区域の建築面積の制限（上限）は設けませんが、既存施設や公園の景観などを考慮した規模で提案してください。

② 建築面積が発生しない公募対象公園施設については建築面積の上限はありませんが、都市公園が一般公衆の自由な利用に供される公共施設であることに鑑みた規模の提案としてください。

（4）管理運営に関する条件

① 営業時間は、岐阜市民公園および周辺施設、周辺環境に配慮した提案としてください。

② 音や照明は、岐阜市民公園および周辺施設、周辺環境に配慮した提案としてください。

③ アルコール類の販売は可能としますが、自動販売機による販売は不可とします。

④ 円滑な管理・運営が可能な従業員の配置を行うとともに、自然災害や災等の緊急時の危機管理に対応可能な体制としてください。

⑤ 岐阜市民公園には、芝生広場やグラウンドといった既存施設に加え、基本計画に示す整備予定のエリアがあることから、これらの施設との連携や今後の計画に配慮し、公園全体の魅力向上および活性化に資する提案としてください。なお、既存施設との連携については認定計画提出者と市の双方が協議・調整を行い、情報共有を図ります。

⑥ 認定許可期間（更新許可期間を含む）の満了後は、認定計画提出者の責任及び負担において公募対象公園施設部分を撤去・原状回復し、市に返還してください。ただし、市が原状回復の必要がないと認めた場合、又は市が次期事業者指定し、認定計画提出者と次期事業者との間で、認定計画提出者が有する権利の譲渡が確実になされることが見込まれ、かつ、これらの譲渡について市が事前に同意した場合は、この限りではありません。

表　公募対象公園施設と特定公園施設の対象施設の概要（想定）

導入施設等			概　要
P-PFI 制度の対象施設			
	公募対象公園施設		
		キャンプ場	サイト、炊事場、シャワー　等 受付・管理スペース（管理棟設置場所）　※一時停車場含む 売店　（任意提案）
	特定公園施設		
		キャンプ場の管理棟	インフォメーション、事務機能、休憩所、救護室、 トイレ、倉庫、作業ヤード　等 売店スペース　（任意提案） ※躯体のみ整備、設備等内装の整備からは公募対象公園施設とする

※公募対象公園施設、特定公園施設の整備に必要となる造成工事については、施設の計画高から -10cm にて、市が施工します。

表　従来方式で設計施工する対象施設の概要（想定）

導入施設等			概　要
従来方式の対象施設			
	園路広場	幹線	歩車対応　　有効幅員４ｍ以上
		遊歩道	歩行者専用　有効幅員２ｍ以上
		接続路	歩車対応　　有効幅員４ｍ以上　※接道（市道）から園内への接続動線
	公園施設	公園利用者のトイレ	〔想定〕男子大便所２穴、男子小便所３穴 女子大便所５穴、多目的便所１穴
		倉庫	竹林・山間部の管理用具を格納
		多目的広場	公園のイベントで活用できる多目的広場
		浄化槽	トイレ、キャンプ場管理棟、炊事場など
		排水設備	雨水排水設備、汚水排水設備
		供給設備	給水設備、電気設備

３　公募対象公園施設等の場所について

公募対象公園施設等は下図に示す事業対象区域において、公募対象公園施設、特定公園施設等の配置および規模、形状等を提案してください。提案は、従来方式で施工する区域も含め、事業対象区域全体の配置計画を提案してください。

事業対象区域内に位置するビジターハウスは、基本計画に基づき、将来、移設を検討しています。そのため、ビジターハウスの東側（エントランス前）は、移設時の施工ヤードや動線などの支障にならないよう配慮した提案としてください。

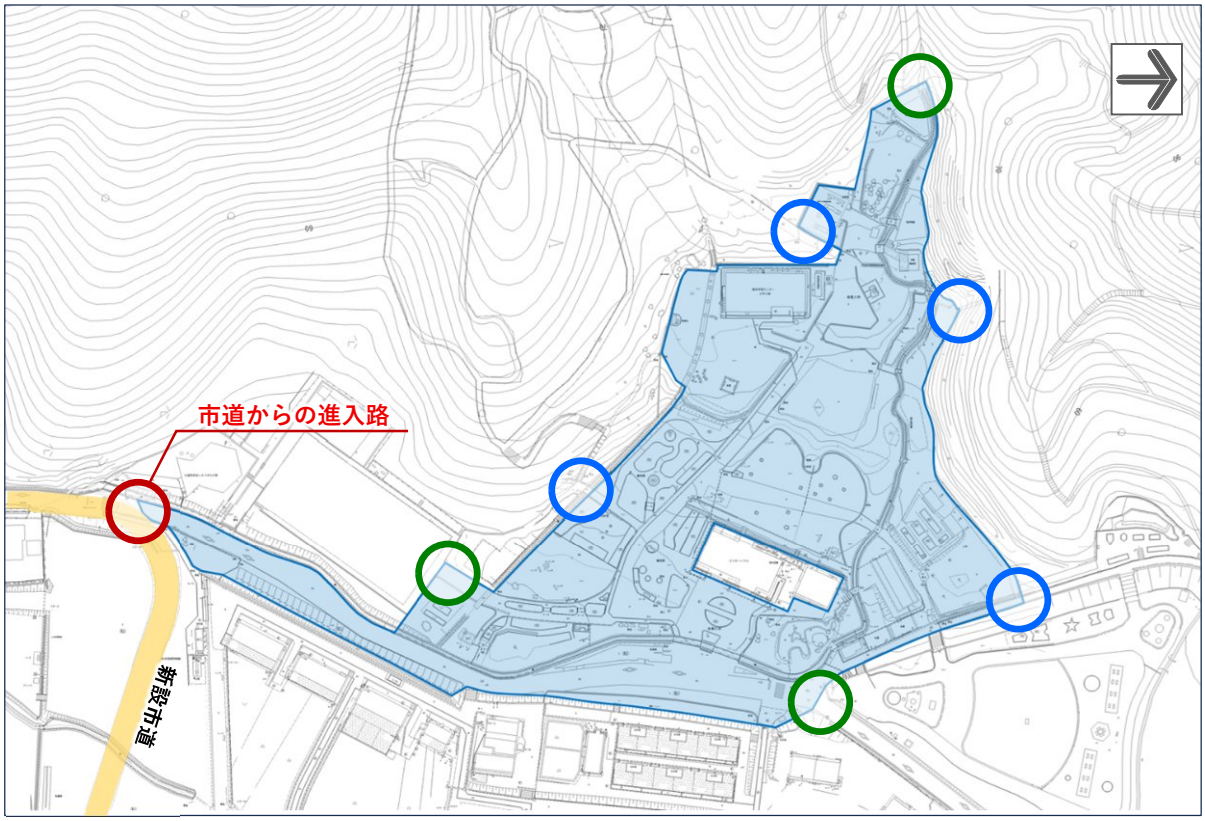


図　事業対象区域拡大図

・赤丸の場所は、キャンプ場への進入路です。キャンプ場までの動線を提案してください。
・緑丸の場所は、他エリアへの主要動線です。有効幅員４ｍ以上で接続してください。
・青丸の場所は、他エリアへの歩行者動線です。有効幅員２ｍ以上で接続してください。

４　公募対象公園施設の設置又は管理運営の開始時期

公募対象公園施設等の設計期間は、その他公園区域の設計との調整が必要となるため、１年間とします。施工期間は、設計後の１年間とします。（設計・施工で２年間を想定）

なお、やむを得ない事情等により設計・施工期間が変更となる場合は市と協議・調整を行い、期間を設定するものとします。

公募対象公園施設の設置許可は工事着手時からとし、供用開始時期は 2029 年度を予定しています。

５　公募対象公園施設の使用料の額の最低額

公募対象公園施設の土地の使用料の最低額は下表のとおりとします。

土地使用料の対象となる面積及び年間使用料（税抜）を提案してください。

なお、樹林地や炊事場、サイト内の共用部などは対象面積から除くことを可能とします。

使用料については、公募対象公園施設の工事期間は免除とします。

表　公募対象公園施設の使用料

公募対象公園施設の使用料の下限	160 円/㎡/月 以上 （岐阜市都市公園条例第９条）

６　公募対象公園施設の利用料金の上限額

事業者は、条例改正を前提に有料施設の利用料金を提案することができます。

なお、利用料金の提案額については、岐阜市都市公園条例の改正による岐阜市議会の議決を得る必要があるため、提案額を保証するものではありません。

７　特定公園施設等に関する事項

公募対象公園施設を利用する来園者をはじめ、本公園の魅力向上および利便性に寄与するよう、公募対象公園施設の管理棟を特定公園施設として提案してください。

（１）特定公園施設の建設について

公募対象公園施設で整備するキャンプの管理棟を特定公園施設として整備してください。管理棟の仕様概要は以下のとおりとします。

① 管理棟の規模は 100～200 ㎡程度としてください。ただし、市が負担する整備費の範囲内、又は認定計画提出者の負担により自由に提案できるものとします。
② 特定公園施設は、公募対象公園施設内に設置してください。
③ 特定公園施設は、ユニバーサルデザインに配慮してください。
④ 特定公園施設は、キャンプ場の管理運営に必要となる機能として以下を提案してください。
- インフォメーション機能
- 事務機能
- 休憩所・救護室
- トイレ
- 作業ヤード等

⑤ 売店を提案する場合は、管理棟内の一部を公募対象公園施設として活用することができます。また、特定公園施設の躯体のみを整備し、設備及び内装等は公募対象公園施設として整備することができます。

（2）市による特定公園施設の建設費用の負担

特定公園施設の建設に要する費用は、公募対象公園施設から見込まれる収益等及び本市からの負担により賄ってください。本市の負担を求める場合は、その金額を提案してください。

本市が負担する費用の上限額は以下のとおりとします。

表　市による特定公園施設の建設費用の負担

市の特定公園施設の負担額の上限	45,000 千円 （消費税及び地方消費税を含む） （負担額は、整備費の９割未満とする）

① 原則として、本市の負担額は、認定計画提出者が本市に負担を求める額として提案した額を上回ることはできません。また本市の負担額は整備に要する費用に対して９割未満とします。

② 本市の負担額は、認定計画提出者との設計協議を経て、最終的な計画内容とその工事費内訳を提出していただいた後、本市が金額を精査したうえで、協議し決定します。

③ 本市の負担額は「官民連携型賑わい拠点創出事業（社会資本整備総合交付金）」を活用する予定です。認定計画提出者は、申請に必要な書類の作成について、協力するものとします。

８　利便増進施設の設置に関する事項

利便増進施設の設置を希望する場合は、設置する施設の種類、規模、設置場所等を提案してください。設置できる施設は、休養施設や遊戯施設、駐輪場、地域における催しに関する情報提供のための屋外広告物です。ただし、設置には市との協議が必要となります。

利便増進施設を設置する場合の占用料は以下のとおりです。

表　利便増進施設・公園施設占用使用料

利便増進施設・公園施設占用使用料	370 円/㎡/月　以上 （岐阜市都市公園条例第９条）

９　都市公園の環境の維持及び向上措置を図るための清掃その他の措置

特定公園施設の管理・運営は、原則市が行いますが、基本協定に基づき、認定計画提出者は環境の維持及び向上を図るための清掃やその他必要となる措置について、公募対象公園施設の収益等により実施してください。

10　認定の有効期間

認定の有効期間は、下記のとおりとします。

表　認定の有効期間

公募設置等計画の認定の有効期間	20 年間 （工事着手日から原状回復の期間）

公募対象公園施設の設置許可期間は10年間とし、認定計画提出者からの設置許可の更新の申請により、公募設置等計画の認定期間内で再度許可します。設置許可期間には、公募対象公園施設の撤去（原状回復）の期間も含みます。

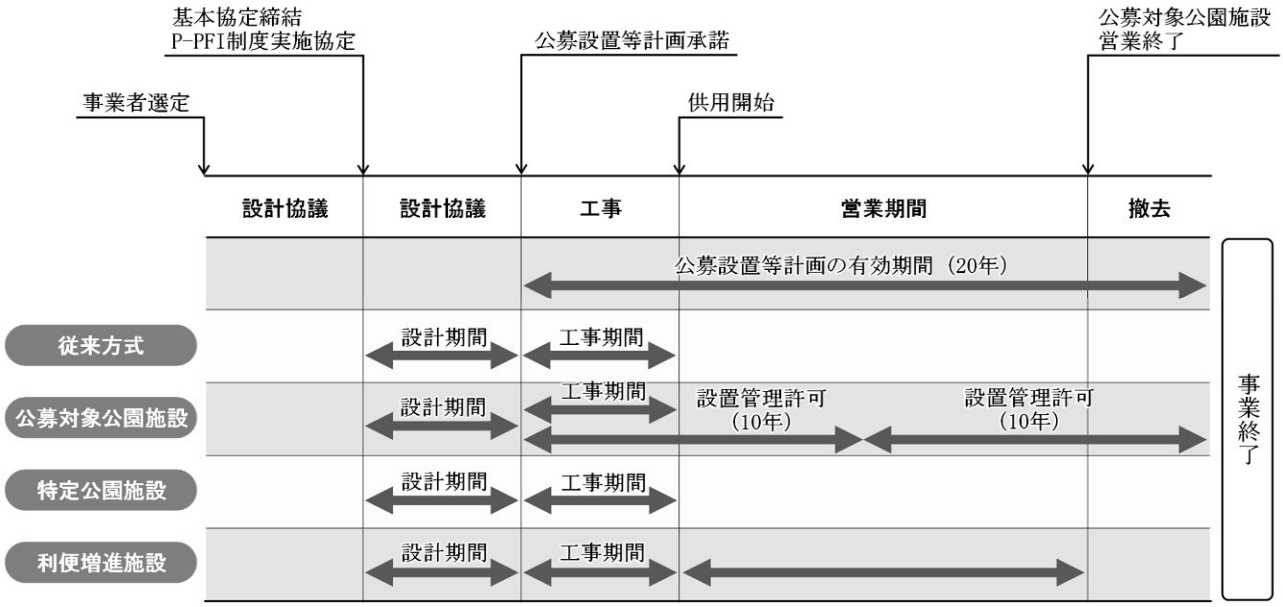


図　事業期間イメージ（予定）

第３章　公募の実施に関する事項等

１　公募の参加資格

公募の参加資格を下記のとおり示します。

（１）応募の制限

次の項目のいずれかに該当する方は、応募することができません。

① 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立て、破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産の申立てを受けている法人

② 当該法人の設立根拠法に規定する解散又は精算の手続きに入っている法人

③ 地方自治法施行令第 167 条の 4 に該当する法人

④ 応募の日から、設置等予定者決定通知日までの間に、岐阜市競争入札参加資格停止措置要領（昭和 62 年 3 月 27 日決裁）の規定による資格停止を受け、当該資格停止期間を経過していない法人

⑤ 最近の２年間において、法人税、本店所在地の法人市町村税、固定資産税、消費税及び地方消費税の滞納のある法人（徴収猶予を受けているときは滞納していないものとみなします。）

⑥ 岐阜市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成 23 年 3 月 31 日決裁）に規定する排除措置対象法人等に該当する法人

⑦ 選定委員会委員が経営又は運営に直接関与している法人

（２）応募者の資格

① 応募者は法人（以下「応募法人」という。）又は法人のグループ（以下「応募グループ」という。）に限ります。

② グループで応募する場合は、代表法人（他の法人は構成法人とする。）を定めてください。

③ 応募法人又は応募グループを構成する代表法人及び構成法人（以下「応募法人等」という。）は、直近決算において債務超過でないこととします。

④ 応募法人等の内で、特定公園施設の設計業務を実施する法人を１社以上定めてください。当該法人は、都市公園又は都市公園と類似した施設の設計実績を備えることとします。

⑤ 応募法人等の内で、公募対象公園施設及び特定公園施設の建設業務を実施する法人を１社以上定めてください。当該法人は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第３条第１項の規定に基づく、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けていることとします。また、都市公園又は都市公園と類似した施設の建設工事実績を備えることとします。

⑥ 代表法人は公募対象公園施設の設置許可を受け、特定公園施設を本市に譲渡する法人とし、公募対象施設及び特定公園施設の整備・管理運営について、当該業務を遂行する責務を負うこととします。なお、公募対象公園施設及び特定公園施設の整備・管理運営については、代表法人自らが実施する、もしくは構成法人に実施させることとします。

（３）応募条件

① 応募法人は、他の応募グループの代表法人又は構成法人となることはできません。

② 同時に複数の応募グループにおいて、応募グループの代表法人又は構成法人となることはできません。

２　設置又は管理の許可手続き手順

設置等予定者の選定から公募対象公園施設の設置許可までの手続き、許可条件等については「第１章　５事業の流れ」に示すとおりとなります。

３　提供情報（現地測量図等）

参考資料として、以下を添付します。

参考資料－１　岐阜市民公園再整備基本計画（2025 年 3 月）
参考資料－２　地質調査結果
参考資料－３　インフラ関連現況図
参考資料－４　現地測量図

４　事業破綻時の措置

認定計画提出者は、認定された公募設置等計画の有効期間内に事業が破綻した場合、都市公園法第５条の８に基づき、本市の承認により別の民間事業者に事業を承継するか、認定計画提出者の負担により公募対象公園施設を撤去し、原状回復して本市に返還するものとします。

なお、認定計画提出者が公募対象公園施設の撤去・原状回復・返還を行わない場合、本市は、認定計画提出者に代わり撤去・原状回復を行い、その費用を認定計画提出者へ請求し、認定計画提出者はその費用を本市へ支払うものとします。

第４章　公募の手続きに関する事項等

１　日程

公募設置等指針の交付	令和８年 11 月６日（金）8:45 から令和９年２月８日（月）17:30
公募設置等指針等説明会申込期限	令和８年 11 月 17 日（火）17:30 まで
公募設置等指針等説明会	令和８年 11 月 25 日（水）
質問書受付	令和８年 11 月 16 日（月）8:45～令和８年 12 月２日（水）17:30
質問書回答	令和８年 12 月 11 日（金）17:30 までに回答
公募設置等計画等の受付	令和９年１月 27 日（水）8:45～令和９年２月８日（月）17:30
審査（プレゼンテーション）	令和９年３月上旬
設置等予定者等の通知	令和９年３月下旬
公募設置等計画の認定	令和９年３月下旬
基本協定締結	令和９年４月下旬
認定計画提出者による工事	令和 10 年４月頃～令和 11 年３月頃
供用開始	令和 11 年４月頃

２　応募手続き

応募の手続きを下記のとおり示します。

（１）公募設置等指針の交付

公募設置等指針については、以下のとおり配布します。

市のウェブサイト（https://www.city.gifu.lg.jp/business/nyuusatsu/1005619/1032726/1042404.html）からも入手できます。

・配布期間：令和８年 11 月６日（金）8:45 から令和９年２月８日（月）17:30 まで

・配布場所：岐阜市役所 15 階　都市建設部公園整備課

（２）公募設置等指針等説明会

公募設置等指針等説明会を以下のとおり開催します。説明会に参加される場合は、事前に申し込みが必要ですので、以下に示すとおり申し込みをしてください。

なお、説明会に参加しなくても公募設置等計画を提出することは可能です。また、参加しないことにより審査で不利になることはありません。

・使用様式：様式１「公募設置等指針等説明会　参加申込書」

・申込期限：令和８年 11 月 17 日（火）17:30 まで

・申込方法：電子メール

・アドレス：kouen@city.gifu.gifu.jp

・申込先　：都市建設部公園整備課「岐阜市民公園官民連携にぎわい創出事業」担当

・開催日時：令和８年 11 月 25 日（水）

　　時間及び会場等の詳細については、申込者に別途通知します。

・参加人数：１社あたり２名まで

（３）公募設置等指針に対する質問及び回答

本指針の内容に関して質問がある場合は、以下のとおり質問書を提出してください。

回答内容については、本指針と同等の効力を持つものとします。

・使用様式：様式2「質問書」
・受付期間：令和8年11月16日（月）8:45から令和8年12月2日（水）17:30まで
・提出方法：電子メール　※件名（subject）は「岐阜市民公園質問」と記載してください。
・アドレス：kouen@city.gifu.gifu.jp
・提 出 先：都市建設部公園整備課
・回 答 日：令和8年12月11日（金）17:30までに回答
・回答方法：質問書を提出された方全員のメールアドレスへ回答し、市のウェブサイトにも回答を公表します。

（４）公募設置等計画等の受付

公募設置等計画等を以下のとおり受け付けます。

公募設置等計画等は、以下の注意事項及び公募設置等計画等関係書類一覧に従って提出してください。なお、受付期間外には受理しません。

・使用様式：「公募設置等計画等関係書類一覧」の通り（指定のない場合は任意様式）
・受付期間：令和9年1月27日（水）8:45から令和9年2月8日（月）17:30まで
　ただし、土日を除きます。
・受付場所：岐阜市役所15階　都市建設部公園整備課
・提出方法：受付場所へ持参

＜公募設置等計画等作成の注意事項＞

① 公募設置等計画等の提出は、1応募法人(1応募グループ)につき1提案とします。
② 公募設置等計画等関係書類の言語は日本語、単位はメートル法、通貨は日本国通貨を使用してください。
③ 関係法令及び条例を遵守し、かつ本指針に記載された条件を満足するとともに、関係機関へ必要な協議確認を行った上で公募設置等計画等関係書類を作成してください。
④ 公募設置等計画等関係書類の作成及び提出に必要な諸費用は、応募者の負担とします。
⑤ 公募設置等計画等関係書類の提出後の変更は認めません。
⑥ 必要に応じて公募設置等計画等関係書類一覧に記載以外の書類の提示を求める場合があります。
⑦ 「4 公募設置等計画」はA4判縦置き左横書き、左綴じとし、ページを付して提出してください。(提案者名を記載しないでください。)
⑧ イメージパース、収支計画はA3判横書きとしてください。
⑨ 明確かつ具体的に記述してください。分かりやすさ、見やすさに配慮し、必要に応じて図、表、写真、ｽｹｯﾁ等を適宜利用してください。
⑩ 提出時には、提出書類と同じ内容を保存したCD-R又はDVD-Rを提出してください。
　なお、収支計画はExcel形式のまま提出してください。

表　公募設置等計画等関係書類一覧

提出書類	様式	提出部数	
		正	副
1　参加申込書兼誓約書	様式 3	1 部	1 部
2　応募制限関連書類	－	－	－
(1)法人の概要	様式 4	1 部	1 部
(2)定款又は寄附行為の写し	－	1 部	1 部
(3)法人登記簿謄本及び印鑑証明	－	1 部	1 部
(4)役員名簿	様式 5	1 部	1 部
(5)法人税、法人市町村税、固定資産税、消費税及び地方消費税納税証明 ※未納がない証明でもよい	－	1 部	1 部
(6)財務諸表「貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書(純資産変動計算書)、キャッシュ・フロー計算書(作成している法人のみ)、注記等」(直近 3 年間)の写し ※有価証券報告書を提出している場合は該当箇所の写しでもよい ※連結財務諸表作成会社については、連結財務諸表、単体財務諸表	－	1 部	1 部
(7)事業報告書･事業計画書等 ※有価証券報告書を提出している場合は該当箇所の写しでもよい	－	1 部	1 部
(8)財務状況表	様式 6	1 部	1 部
3　応募資格関係書類(該当する法人について提出)	－	－	－
(1)特定建設業許可通知書の写し	－	1 部	1 部
(2)特定公園施設の設計に係る実績を証する書類	様式 7	1 部	1 部
(3)特定公園施設の工事に係る実績を証する書類	様式 8	1 部	1 部
4　公募設置等計画	様式 9	1 部	10 部
1　事業の概要 (1)事業の実施方針 (2)事業の実施体制 (3)施設の配置計画 (4)施設の管理運営計画 (5)事業全体のスケジュール	様式 9-1	1 部	10 部
2　設置又は管理の概要 (1)公募対象公園施設の設置又は管理の内容 (2)公募対象公園施設の種類、場所 (3)公募対象公園施設の設置又は管理の期間	様式 9-2	1 部	10 部
3　公募対象公園施設の構造、施工計画等 (1)公募対象公園施設の構造(建築概要) (2)公募対象公園施設の工事実施の方法 (3)公募対象公園施設の工事の時期 (4)建築一般図(配置図、各階平面図、立面図、断面図等) (5)イメージパース（外観パース、内観パース）	様式 9-3	1 部	10 部
4　公募対象公園施設の使用料の額 (1)公募対象公園施設の使用料の額	様式 9-4	1 部	10 部
5　特定公園施設の構造、施工計画等 (1)特定公園施設の構造(建築概要) (2)特定公園施設の工事実施の方法 (3)特定公園施設の工事の時期 (4)建築一般図(配置図、各階平面図、立面図、断面図等) (5)特定公園施設の建設に要する費用の負担の方法	様式 9-5	1 部	10 部
6　利便増進施設の設置に関する事項 (1)利便増進施設の内容	様式 9-6	1 部	10 部
7　都市公園の環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置 (1)特定公園施設の清掃等の考え方 (2)魅力向上事業等(イベント等の提案)	様式 9-7	1 部	10 部
8　資金計画及び収支計画	様式 9-8	1 部	10 部

３　事務局

岐阜市役所 都市建設部 公園整備課

住　所：〒500-8701　岐阜市司町 40 番地 1

電　話：058-214-2183／FAX：058-262-0512

メールアドレス：kouen@city.gifu.gifu.jp

４　受付時間

事務取扱は 8 時 45 分から 17 時 30 分までとします。

５　審査方法等

審査は以下の手順での実施を予定しています。

・一次審査(参加資格等基本的な書類審査)

・二次審査(選定委員会による提案内容の審査、プレゼンテーション等)

（１）第一次審査

提出されたすべての公募設置等計画等について、都市公園法第 5 条の 4 第 1 項に基づき、以下の点について審査します。審査の結果、これらの条件を満たしていないと認められる場合、事務局の意見を付して、選定委員会へ送付します。なお、提案の内容について、不明な点等がある場合は、応募者に対して回答を求めることがあります。

① 参加資格の確認

応募者が、資格等を満たしているかを審査します。

② 法令遵守に関する審査

公募設置等計画等の内容が法律、条例等に違反していないことを審査します。

③ 本指針に照らし、適切なものであることの審査

公募設置等計画等が本指針に照らし、適切なものであることを審査します。審査の内容は以下のとおりです。

・公募設置等計画が、本指針で示した目的や場所等と適合していること

・記載すべき事項が示されていること

・認定期間中の建設・運営の確実性が、提出された客観的な資料により見込めること

（２）第二次審査

第一次審査を通過した提案について、岐阜市民公園設置等予定者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、「（４）評価の基準」で示す基準に沿って審査します。

応募者には、選定委員会において、提案内容に関するプレゼンテーションを実施していただきます。プレゼンテーションの日時、場所等は、事務局から連絡します。

（３）選定委員会

本市は公募設置等計画の審査にあたり、岐阜市プロポーザル審査委員会規則（平成25年岐阜市規則第18号）に基づき、選定委員会を設置します。なお、選定委員会の会議は非公開とします。

選定委員会では、応募者から提出された公募設置等計画について（４）で示す評価の基準、内容に基づき審査を行い、最優秀提案及び次点提案を選定します。また、応募が１者の場合は、最優秀提案としての適否を審査します。

なお、審査の結果によっては、最優秀提案、次点提案の一方又は両方について、該当案なしとする場合があります。

選定委員会の委員は非公開とします。

（4）評価の基準

評価項目の内容及び配点は、以下のとおりとします。

表　評価項目・内容及び配点①

評価項目	評価の視点	配点	計
事業の実施方針	岐阜市民公園の特性等を踏まえた事業運営の基本的考え方について ・岐阜市民公園再整備基本計画の**「基本コンセプトに合致」**しているか ・豊かな自然環境を活かしたグリーンインフラを象徴する公園として**「魅力的な事業運営方針」**となっているか ・岐阜市民公園の**「特性を活かした事業運営方針」**となっているか	10	15
	地域や公園内既存施設との連携方策について ・地域や公園内既存施設との**「連携した提案」**がされているか ・岐阜市民公園全体の**「魅力・賑わい・回遊性を高める提案」**がされているか ・岐阜市民公園全体の**「情報発信の提案」**がされているか	5	
事業実施体制	応募法人等の役割分担･実績･財務健全性について ・**「役割分担が明確」**であるか ・公園施設の**「設計・整備実績」**があるか ・**「財務体質は健全」**であるか	5	15
	業務の実施体制､緊急時の連絡体制､人員の配置について ・業務が**「円滑に実施できる体制」**であるか ・緊急時において**「適切な対応ができる体制」**であるか ・事業を進めるに当たり、**「必要な人員が配置」**されているか	5	
	市内事業者等の活用について ・**「市内事業者の活用」**や**「市内在住者の雇用」**の提案があるか	5	
施設の整備計画	公園利用者の利便の向上に資する施設整備計画について(公募対象公園施設) ・来園者の利便の向上に資する**「魅力ある施設計画」**となっているか ・岐阜市民公園区域を**「有効に活用した計画」**となっているか ・岐阜市民公園全体の**「動線を考慮した計画」**となっているか	10	30
	岐阜市民公園が有する自然や周辺施設等と調和したデザインについて （公募対象公園施設、特定公園施設） ・周囲の自然や施設と調和した**「相応しいしつらえ」**となっているか	5	
	公園利用者の利便の向上に資する施設整備計画について （特定公園施設、利便増進施設） ・**「快適に過ごすことのできる計画」**となっているか ・利便増進施設が**「効果的に設置」**されているか	5	
	ユニバーサルデザイン、バリアフリー等への配慮について (公募対象公園施設､特定公園施設) ・誰もが**「利用しやすい施設計画」**となっているか	5	
	現状課題に対する整備計画､工程計画について ・令和 11 年 4 月頃に供用開始するための**「適切な工程計画」**となっているか	5	

表　評価項目・内容及び配点②

評価項目	評価の視点	配点	計
施設の管理運営計画	公園利用者の利便の向上に資する管理運営計画について ・**「集客に繋がるサービス」**が提供できる計画となっているか ・岐阜市民公園の**「特性を活かしたサービス」**が提供できる計画となっているか ・**「環境に配慮した計画」**となっているか	10	20
	地域等の連携を含めた公園の活性化に資する計画について ・岐阜市民公園の**「集客力の向上に寄与するイベント」**を計画しているか ・岐阜市民公園内施設や地域と**「連携したイベント」**を計画しているか	5	
	公園環境を維持向上するための清掃などの日常管理について ・公募対象公園施設や特定公園施設以外においても**「公園環境の維持向上」**に向けた提案がされているか	5	
事業計画	持続的な資金計画、収支計画について ・**「資金計画及び収支計画が適切」**であるか	10	15
	想定されるリスクと対応方針について ・20 年間**「継続して運営できる仕組み」**となっているか	5	
価額提案	特定公園施設の建設に要する費用のうち、本市が負担する額について 価額点=5(点)×(45,000 千円 ― 当該提案額(円))/45,000 千円 ※提案額:本市が負担する額 ※小数点第 2 位を四捨五入	5	15
	公募対象公園施設に係る年当たり使用料の総額について 価額点=10(点)× 当該提案額 / すべての応募者の提案額のうち最高額 ※提案額:使用料(円 /(㎡・月))× 公募対象公園施設面積(㎡)×12(月) ※小数点第 2 位を四捨五入	10	
合　　計		110	

評価は以下のとおり５段階評価とし、合計して採点します。

表　評価点

評価	評価点数
A：全体的に非常に優れた提案がされている	配点×100%
B：全体的に優れた提案がされている	配点×80%
C：良好な提案がされている	配点×60%
D：提案がされている	配点×40%
E：内容が不明瞭である	配点×20%

・各委員の採点結果を合計し、委員数で割った最も高い点数の提案を最優秀提案、次に高い審査点数であった提案を次点提案とします。

・採点の結果が配点合計の 6 割未満の場合は、最優秀提案及び次点提案として選定しないこととします。

（５）結果通知

選定結果は、応募法人及び応募グループの代表法人に文書にて通知することとし、電話等による問い合わせには応じません。

また、選定結果は審査講評（概要）とあわせて、本市ウェブサイトで公表します。

（６）選定委員会の委員への接触の禁止等

応募法人等が、最優秀提案及び次点提案選定前までに、選定委員会の委員に対して、本事業提案について接触を行った場合は、失格となることがあります。

また、本指針配布日から設置等予定者決定通知日までは、応募法人等に限らずいかなる者からの提案内容、審査内容等に関するお問合せには、お答えできません。

６　設置等予定者等の決定

選定委員会での審査の結果、最優秀提案を提出した応募法人等を設置等予定者として、また、次点提案を提出した応募法人等を次点者として決定します。

７　公募設置等計画の認定

本市は、設置等予定者と詳細な項目について協議を行い、協議成立後に、公募設置等計画を認定します。これにより、設置等予定者は認定計画提出者となります。

なお、設置等予定者の提出した公募設置等計画が認定に至らなかった場合、あるいは設置等予定者と基本協定を締結するに至らなかった場合は、次点以降の候補者との協議を開始します。

８　契約の締結等

（１）基本協定

本市は、認定計画提出者と本事業の実施に関する基本的事項を定めた基本協定を締結します。

（２）設置許可

認定計画提出者は、本施設の工事着手前に、公募対象公園施設の設置許可を得る必要があります。

（３）特定公園施設建設・譲渡契約

認定計画提出者は、本施設の工事着手前に、本市と「特定公園施設建設・譲渡契約」を締結します。

９　法規制等

提案内容は、都市公園法、岐阜市都市公園条例、建築基準法、消防法、その他関係法令等を遵守してください。

事業の実施に当たり必要な許認可の取得や手続き等については、事業者の負担により実施してください。

10　リスク分担

公募対象公園施設等の整備・管理運営における主なリスクについては、下表に示すリスク分担表の負担区分とします。なお、リスク分担に定めのない内容が生じた場合は本市と認定計画提出者が協議のうえ、負担者を決定するものとします。

表　リスク分担表

リスクの種類	内容	負担者	
		本市	認定計画提出者
法令等の変更	認定計画提出者が行う整備・管理運営業務に影響のある法令等の変更	協議事項	
第三者賠償	認定計画提出者が行う整備・管理運営業務において第三者に損害を与えた場合		○
物価	公募設置等計画認定後のインフレ、デフレ		○
金利	公募設置等計画認定後の金利変動		○
不可抗力	自然災害等による業務の変更、中止、延期、臨時休業		○
資金調達	必要な資金確保		○
事業の中止・延期	本市の責任による中止・延期	○	
	認定計画提出者の責任による中止・延期		○
	認定計画提出者の事業放棄・破綻		○
申請コスト	申請費用の負担		○
引継コスト	施設運営の引継ぎ費用の負担		○
施設競合	競合施設による利用者減、収入減		○
需要変動	当初の需要見込みと異なる状況		○
運営費の増大	本市の責任による運営費の増大	○	
	本市以外の要因による運営費の増大		○
施設の修繕等	施設、機器等の損傷		○
債務不履行	本市の協定内容の不履行	○	
	認定計画提出者の事由による業務又は協定内容の不履行		○
性能リスク	本市が要求する業務要求水準の不適合に関するもの		○
損害賠償	施設、機器等の不備による事項		○
	施設管理上の瑕疵による事項		○
警備リスク	認定計画提出者の警備不備による事項		○
運営リスク	施設、機器等の不備又は施設管理上の瑕疵並びに火災等の事故による臨時休業等に伴うリスク		○
キャンプ場	キャンプ場設置に係る反対意見等に関するリスク	○	
埋設物	土壌汚染、埋蔵文化財	○	
利用料金	提案した有料施設の利用料金が市議会で議決されない		○
利用者リスク	利用者が起因する事象（騒音、騒動、火災等）		○
	利用者への対応不備		○